

尻別川水系尻別川

1. 対象区間

種別	河川名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹川	尻別川	0.0	24.2	24.2
計				24.2

2. 規制の方針

1) 尻別川

KP14.2～15.0は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

[理由]

尻別川の河川改修は蘭越町市街上流部で計画的に河道掘削を実施している。

第18次計画期間中は、蘭越町市街部と名駒地区（支川目名川合流点より上流）で流下能力を確保するため河道掘削を実施する計画となっており、掘削土は河川事業等で利用するが、それ以外の砂利等については砂利採取が可能なことから、KP14.2～15.0は規制区間とする。

その他の区間においては、近年河床変動は小さく安定しており、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

